

第 13 期 熱海市行財政審議会 第 11 回会議結果

開催日時	令和 6 年 6 月 18 日（火） 10 時 00 分～
開催場所	熱海市役所第 3 庁舎会議室
出席者	【出席委員】石井委員・瀧野委員・原委員・田中委員・米山委員・當摩委員・湯山委員・椎野委員・加藤委員・内田委員・中島委員・岸委員・佐藤委員・木暮委員 【欠席委員】森田委員 【当 局】吉徳副市長、公営企業部長、下水道課長、下水道課経営企画室長、下水道課施設室長、水道温泉課経営企画室長、下水道課経営企画室主幹 【事 務 局】経営企画部次長、企画財政課長、企画室
会議内容	1. 開 会 2. 会長挨拶 3. 審議「下水道使用料の改定（案）について」（会長） 皆さんおはようございます。昨日からの広報でも 1 人の方の行方がわからないということで、今朝もここへ来る間に警察の車が何台か下っていきまして慌ただしい感じがしております。また、この大雨で本当に足元が悪くなり、皆さんのご出席についても大変ご苦勞かけたと思います。そんな中で今日は進めていきたいと思っております。 委員皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。前回の審議会では、事務局からの答申案に対し、委員皆様の活発なご発言によりまして充実した審議となりました。今回につきましても前回同様、積極的なご発言により、慎重審議をお願いしたいと思います。前回、多くの委員の皆様が答申案に対して「致し方なし」というご意見であったように受け取れましたので、今回は貴重なご意見は尊重する中、さらにご質問がありましたら伺い、修正、追加を取り入れ、大勢を見極め、可能ならば最終案の答申まで進めていきたいと思っております。それでは、前回から引き続き、諮問に対する答申につきまして審議いたします。 最初に資料はございますでしょうか。次第と、それと資料 2、3、4 ですね。よろしいですか。今日はリモートでお二人が参加ということでご承知いただきたいと思います。機に依じてご意見を伺うということで進めて参りたいと思います。

会議内容

前回当局に説明をお願いしていたものが2点ございました。1点目は、下水道使用料を支払っている方について、使用料の表の段階別に表すとどのような割合になるか。2点目は、一般会計からの繰出金の試算について、積算の考え方・具体的な額について。以上の2点について当局よりご説明をお願いします。

(下水道課長)

ただ今、会長よりご指摘いただきました点について説明させていただきます。

まず、1点目のご指摘、下水道使用料を支払っている方について、使用料の表の段階別に表すとどのような割合になるのかについて説明いたします。資料2をご覧ください。こちらは令和6年3月時点の段階別の件数となります。表の左上に地区を記載しております。1枚目が熱海地区と南熱海地区、2枚目が伊豆山地区と泉地区、3枚目が全体の合計となっております。地区ごとにばらつきはありますが、全体で見た場合、構成比率としましては、基本水量の方が半数程度で、大口の方の比率は少なくなっております。なお、基本水量10 m³以下となっている方の中には、別荘として利用される方もあるかと思われ、いわゆる生活弱者かどうかにつきましては、公営企業では把握ができませんことも踏まえ、今回の改定については各段階一律とさせていただきたく、ご理解をお願いいたします。段階別の件数については以上になります。

続きまして2点目のご指摘、一般会計からの繰出金について説明いたします。資料3をご覧ください。こちらは毎年総務省から発出されている「地方公営企業繰出金について」という通知のうち、現在の熱海市下水道事業が該当する部分について積算した額になります。

まず①、下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費です。国の基準を踏まえ、熱海市では予算上で言いますところの処理場費で支弁する職員、1人分の人件費の全額について繰出を受けているものでございます。金額としましては、4年間で3,886万9千余円と試算しております。

次に②、水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費についてです。こちらは管渠費で支弁する職員、1人分の人件費の2分の1について繰出を受けているもので、4年間で1,611万余円と試算しております。

次に③、下水道事業債（特別措置分）の償還に要する経費についてです。こちらは、該当する企業債の支払利息全額について繰出を受けているもので、4年間で178万3千余円と試算しております。

次に④、地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費についてです。現状、

会議内容

下水道課に児童手当の支給を受けている職員が 1 人おりますので、見込み額を計上しております。

次に分流式下水道等に要する経費についてです。国の基準といたしましては、分流式の公共下水道に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額となっております。こちらにつきましては、(1) 及び (2) があります。1 つ目の (1) につきましては、これまで伊豆山地区や南熱海地区にも公共下水道を広げてきましたが、共に浄水管理センターまでの間に、長い汚水管が必要となります。著しく資本費が高くなってしまうことからこの建設コストを全て受益者に負担させることは難しいと考え、管路トンネル等に係る減価償却費について、これを繰出すこととしております。具体的には、伊豆山からの圧送管、南熱海管路トンネル等の取得価格から国庫補助金や県補助金を控除した、市負担分について減価償却費相当分の繰出を受けるものとなります。4 年間で 2 億 7,935 万 4 千余円となります。

2 つ目の (2) につきましては、経常費用、これは総費用から特別損失を除いたものになりますが、この経常費用から使用料収入及び、国庫補助や県費補助などの長期前受金戻入を差し引き、さらに先ほど述べました①から③までの繰出額を差し引いた時に不足額が生じた場合、繰出を受けるものです。4 年間で 1 億 3,511 万 6 千余円となります。

以上、全体額として 4 年間で 4 億 7,219 万 4 千円の繰出を受けようとするものでございます。説明は以上となります。

(会長)

ただいま当局より説明がありましたが、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。今日も座ったままで挙手の後、ご発言ください。どうでしょうか、この間いろいろ出ましたのでそれに対する回答だと思います。

(委員)

私はこれちょっと初めて見たんですけど、意外とマンションというのは下水道に加入してないということによろしいですか。

(下水道課長)

こちらの区分ですけれども、下水道使用料を徴収する際に区分は設定するわけですけれども、マンションに住んでいる方については一般家庭に入っている場合もあります。マンションでメーターが一括になっているところなどはマンションに区分されるんですが、そうでない場合、個別の場合、一般家庭という形になっています。

(委員)

それで基本水量が 10 m³以下とか、11 から 20 m³ぐらいの数字で収まっていますので、マンションだとこんな数字に収まるわけではないかなと僕は単純に思ったんですけど。個人契約ってことで一般家庭に入っているってことでしょうかね。

(下水道課長)

そういう部分があります。

(会長)

委員。今 2 点の問題が当局から話されましたけど、何かご意見がありますでしょうか。

(委員)

特にはないですけども、このマンションの件数というのは、いわゆるマンションの大家さんが契約していて住んでいる方について大家さんが徴収してというような理解ですかね。

(下水道課長)

そのような理解でよろしいかと思います。

(委員)

もう 1 点、一般会計からの繰出金ですけども、これは今後 4 年間の見込み額ということで、これ総務省の基準の範囲内ということだとは思いますが、今考えられている最大限の繰出金ということで理解してよろしいでしょうか。

(下水道課長)

今考えております最大の繰り出し額ということでお考えいただいて結構です。

(委員)

はい、承知いたしました。特に問題はないと考えます。

(水道温泉課経営企画室長)

マンションの件数の細かい補足説明になってしまうんですが、マンションだとやはり区分所有になりますので、マンションの管理組合と一括契約というような形になっていることを補足説明させていただければと思います。

(会長)

委員、補足がありましたがよろしいでしょうか。

(委員)

はい。多分そのような形だと思っていますので問題ございません。

(会長)

委員さんいかがでしょうか。

(委員)

発言の機会をいただきましてありがとうございます。まず意見ですけれども、資料 3、一般会計繰出金の試算ということで、先ほど事務局からの回答ということで最大限の範囲であるという回答をいただいたので、納得をしたところではあります。これにつきまして、まず法律上の考え方としては、総務省の基準があってそれに基づいて行うという点。この点では熱海市の対応というのは適正かなと思います。2 点目としては、この繰出基準というのは厳格には法律ではないので、これを超えて繰り出すということも実務としては有り得ます。ただ、実際に独自の繰り出しで、その所定額以上に繰り出した場合というのは、今度は国が熱海市全体に対する財政措置の観点で、いろいろと考慮されてしまう関係で熱海市の一般会計全体の財政にマイナスの影響を与える可能性があります。このようなことから、私の意見としては本日この提起された資料 3 というのが、ルールの中で最大限ということですので、この資料をもって合理的と判断するのがいいんではないかと思っております。

(会長)

ありがとうございました。今の意見も当局の方はご参考ください。ほかにございませんか。それではこの 2 点については終了して、答申案の審議に移ります。前回のご意見を踏まえ、私と副会長、そして事務局とで相談をして答申案を一部修正しております。事務局より説明をお願いします。

(企画財政課長)

答申案につきまして、今回も机上配付になりまして申し訳ございません。修正箇所につきましては 3 点ございます。まず、字句の修正ですが、2 ページ目の 12 行目、網掛け部分になりますが、「事業運営に必要な純利益を確保」を「事業運営に必要な資産維持費を確保」に修正しております。2 点目は同じく 2 ページの 18 行目。「事業収益の確保に向けた」を「資産維持費を含めた事業収益の確保に向けた」に修正しております。この 2 点は、1 ページ目の 1.答申の (1) の資産維持費という記載と合わせる形で修正しております。3 点目は、3 ページ目の 3.付帯意見及び要望事項の (6) になります。前回のご意見で、事務局が委員の皆様からいただいた意見を少し勘違いしておりました。今回の料金改定に一般会計の繰出金をもう少し上積みができないのかというところのものを、水道事業会計のときにこういった文言を入れたという経緯があって、我々の考えというものをに入れてしまっていたんですが、実際にそう

いった日頃の調整のための一般会計と公営企業会計の調整というのは、当然あってしかるべきだというご意見をいただきましたので、ここの記述は要らないのかなという考えのもと、これを削除するということを提案させていただいております。答申案の修正の説明につきましては以上となります。

(会長)

以上 3 点の説明がありましたが、本当にこの辺はいろんなことで、少しずつ詰めてきたことだと思います。安全安心な下水道サービスを提供していくためには、経費削減の努力だけでは賄えないということで使用料の改定案が出されている訳ですが、これまで物価上昇による市民生活への影響、今日も少し心配されますが、大規模災害に備えるため一刻も早い施設整備の必要性、水道とは違い下水道では未加入世帯があることによる負担の公平性など、いずれも考慮しなくてはならない大切なご意見が出されております。 当審議会としまして、将来にわたって安全安心な下水道サービスを持続させていくために、どのような答申としてまとめるか、皆様からすでにいろいろ聞いておりますが、さらにご意見がありましたらいただきたいと思います。

どうでしょうか。前回皆様一人一人からご意見を伺いましたので、大体の大勢というか、この答申案に対しては聞いておりますが。委員さん、何かありますか。

(委員)

特には結構でございます。

(会長)

委員さん。何か付け加えてございますか。

(委員)

参考までに意見としてお伝えしたいと思います。答申書の資料 4 の本日の修正点として資産維持費という用語で置き換えがある部分についてです。これにつきましては、厳密な意味での法律用語ではありませんけれども、実際に水道並びに下水道の通知に対して国土交通省が使っている通知文の用語、特にこの資産維持費という用語ですので、それに準じた形で今回の答申が置き換わっているという点は合理的だと考えられます。ご参考までに水道分野では昨年度から国の立入検査の際には、この資産維持費を含めているかどうかという点も立入検査の際の指摘項目になっているところです。このようなことを考えると、今回の答申案に明確に資産維持費を含めた事業収益という記載があるということは非常に合理的であるとともに、しっかりとした文言に置き換わっているのではないかとということで、私から補足的に意見としてお伝えしたいと思います。

ます。

(会長)

委員さん、今のことについてどうでしょうか。

(委員)

答申案については適切なものと思います。一方で、この付帯意見並びに要望事項ということですが、中身については適切であるとは思いますが、今後答申を受けた当局といいますか、下水道課さんにおかれましては、この中に書いてあることをしっかりと真摯に受けとめて審議会の方にフィードバックしていただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(会長)

特別に付帯意見及び要望事項、この辺について何か修正、追加することがあるでしょうか。

(委員)

この付帯意見の中で、水道の時も出たんですけども、中間報告をするということで一応書いてあるんですけど、これやっぱり 3 年とか、要するにトップが選挙の間に必ず 1 回はチェックを受けるというようなシステムを書き入れちゃったほうがはっきりすると。水道、下水道も土壇場に来て上げてくださいというような、僕らの感覚とすればそういうふうに思いますので。そうすれば皆さんも緊張を持って 3 年後にはきちっと報告しなきゃならないと。非常に経済スピードも速いので、4 年に 1 回ではちょっと手遅れになる可能性もあるかなというふうに思っていますので、ぜひ 3 年に 1 回ぐらい中間報告というような形でやっていただきたい。それから昨日のニュースですけども、全国で 8 割の下水道がやっぱり成り立たないというニュースが大きく出ていました。今後これどうするかということで、今この修繕程度ですけども、本格的なリニューアルになった時に熱海市としてどうするのかということもまだまだ先のことだとは思いますが、ぜひ頭に描いて今後進めていただきたい。

(会長)

後段の方は、ぜひその辺を進めていただきたいということと、下水道使用料の経過報告ですね。水道料金のときにもその話はぜひお願ひしたいということと出ておりますので、それにつきましては加えていただいて進めていただけたらというご意見。当局もご検討して、追加の方をお願ひしたいと思っております。その他付帯意見及び要望事項についてございますか。では今のことは修正することで決定してよろしいでしょうか。

(一同)

異議なし

(会長)

必ず報告をするということで。今は4年ということですが3年ぐらいの方がいいのではないかという意見が出ましたけれど、どうですか部長さん。

(公営企業部長)

貴重なご意見ありがとうございました。確かに委員おっしゃる通り今の社会情勢というのが、すごい速さで回っていきますので、材料の価格であるとか、請負っていただく工事屋さんの人工だとか、もうウナギ登りでどんどん上がっている状況ですので、その辺も踏まえながら、3年という目途がいいのかそれとももう少し早く2年という形でやるのがいいのか、ちょっとその辺は中で協議をさせていただいて、ただ4年より早くやるということだけは確実にどこかでやっていきたいなというふうに考えております。

(委員)

今の点についてよろしいでしょうか。下水道の法律とか、ちょっとその辺は私十分把握はしてないところですが、水道では水道法の施行規則という中で、料金の算定時から概ね3年から5年の間にもう1回料金を算定するということになっていますので、その辺はそれより早くて悪いことはないと思うので、最低やっぱりその辺の数字は把握されて、今の社会情勢の変化を申しますと個人的には3年が適切かなというふうには思っていますので、ちょっと私の意見として申し添えたいと思います。

(会長)

はい、ありがとうございました。それでは委員、今のことについてどうでしょうか。

(委員)

今皆さんと議論しているところ、定期的な見直しという期間の問題かと思います。ここについては、まずは事務局の検討に委ねたいと思いますけれども、概ね全国のこのような水道或いは下水道の審議会というのは、やはり傾向としては料金を改定する時に開くという傾向があります。しかしながら、料金を改定することなく、健全ですというような報告も審議会にあってもいいのではないかと考えております。そうしたことを繰り返した上で、必要な時にはやはり改定をしなければいけないという方が、会議体としては合理的なような気がします。そのような観点からは、事務局には負担になるかもしれませんが、毎年、予算なり決算なりが整ったときに報告をいただきながら、今のところ問題

ないねということを審議会の委員全員として確認をしながら、必要に応じて3年ないし5年で本当に必要になったときに料金改定というスタイルの方が、理にかなっているのではないかと思うことを個人的な意見としてお伝えしておきます。

(会長)

ありがとうございました。定期的な見直しということで、毎年の報告や3年に1度報告することなどを検討願いたいという、その文言を追加してよろしいでしょうか。

(一同)

異議なし

(会長)

はい、ありがとうございました。それでは他にございますか。よろしいですね。では答申案につきまして本日決定した内容を答申書とすることによろしいでしょうか。

(一同)

異議なし

(会長)

ありがとうございました。異議なしということで答申案について承認いただきました。これをもちまして、答申書に対する審議を終結させていただきます。

続いて答申の方法でございますが、前回と同様に、私と副会長とで市長に答申したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(一同)

異議なし

(会長)

では、答申の日程について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

答申の日時につきましては、7月8日の月曜日、午前10時ということでよろしく願いいたします。

(会長)

その日程で承知しました。委員の皆さんも、ご承知おきくださるようお願いいたします。以上で、このたびの審議については終了いたします。委員皆様におかれましては、お忙しい中、数回にわたる慎重審議ならびに審議進行へのご協力、誠にありがとうございました。それでは事務局へお返しします。

(事務局)

	委員皆様におかれましては慎重審議をいただき誠にありがとうございました。本日、承認いただきました答申につきましては、7月8日の月曜日、午前10時に正副会長にお願いいたしまして市長に答申いたします。下水道使用料の改定に係る審議につきましては、これにて閉会いたします。お疲れ様でございました。
--	--

4. 閉会